

村上市心身障害者福祉金が支給されます

■受給対象となる人

- 平成30年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。
- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれが交付を受けている人
 - ② 市民税が非課税で、公的年金および手当て（※）の支給を受けていない人
 - ③ 1年以上市内に住所を有している人
 - ④ 施設に入所していない人
 - ⑤ 生活保護を受給していない人
- ※「公的年金および手当て」とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など



■申請に必要なもの

- ・ 心身障害者福祉金支給申請書（福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります）
- ・ 振込口座の通帳
- ・ 印鑑

■福祉金の額

身体障害者	知的障害者	精神障害者
1級 5万円	A判定 5万円	1級 5万円
2級 4万円	B判定 3万円	2級 4万円
3級 3万円		3級 3万円

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111（内線2522）
または各支所地域振興課地域福祉室

重度心身障害者医療費助成制度（県障）のお知らせ

■助成の受け方

重度心身障害者医療費助成制度（県障）は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（標準負担額減額認定証を持つている人）、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

【一部負担金】

医療機関ごとに月ごとで
外 来 1回 530円
入 院 1日1200円
訪問看護 1日 250円

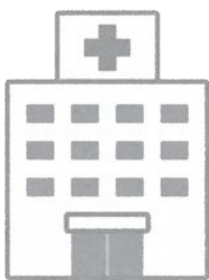
※調剤薬局へ支払う額は無料です
※現在、受給者証をお持ちの人に、8月末までに新しい受給者証を送付します

■利用できる人

- ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
 - ② 療育手帳Aの交付を受けている人
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

■医療費の払い戻し（償還払い）

- ① 治療用装具を購入したとき
 - ② 入院時生活療養費（住民税非課税世帯の場合）を支払ったとき
 - ③ 県外の医療機関を受診したとき
- などは、申請すると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。



●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111（内線2521）
または各支所地域振興課地域福祉室